

平成19年2月定例県議会付議案(第1次追加提案分)

議案第93号 平成18年度鳥取県一般会計補正予算

知事選挙期間中に候補者が頒布するビラの作成経費について負担するための補正予算。

(1) 予算規模

【予算額】補正前予算額	376,076,162千円
補正額	2,831千円
補正後予算額	376,078,993千円
(前年度同期予算額)	384,391,971千円)
(対前年同期比)	2.2%)

【補正額の財源内訳】繰入金 2,831千円

(2) 知事選挙費等に係る繰越明許費の追加

件数	2件	繰越額	3,683千円
----	----	-----	---------

議案第94号 鳥取県議会議員及び鳥取県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正について(地域自立戦略課)

公職選挙法の一部が改正され、知事選の選挙期間中に候補者が選挙運動用のビラを頒布することが可能となることにかんがみ、その費用を県が負担することについて所要の改正を行うものである。

[平成19年3月22日施行]

議案第95号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(病院局総務課)

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 鳥取市 個人
丙 アメリカ合衆国インディアナ州 個人
丁 東京都世田谷区 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金6,000,000円を和解の相手方に支払う。

医療事故の概要：和解の相手方甲の夫(和解の相手方乙、丙及び丁の父親)が、鳥取県立中央病院に肺がんの治療のため入院していたところ、大腸壊死を発症し多臓器不全にて死亡したことに対し、一部、より適切な診療が実施できた可能性があると認められることから、損害賠償金を支払うことにより和解するものである。

報 告 事 項

報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成19年2月20日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：東京都江戸川区 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未償還金、訴訟費用及び延滞金総額1,988,250円について、返還が終わるまで毎月50,000円ずつ県に支払うこと。

(2) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について(平成19年2月20日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：東京都文京区 個人

和解の要旨：和解の相手方は、平成19年3月31日までに50,000円、未償還金、訴訟費用及び延滞金総額1,875,850円について、返還が終わるまで毎月30,000円ずつ県に支払うこと。